

## 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）に基づく届出の御案内

### 1 提出書類

- (1) 住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約締結の状況についての届出書(第一号様式)
- (2) 保険契約締結証明書(保険法人の押印があるもの)(※)
- (3) 保険契約締結証明書明細(※)

注1:(※)は保険法人からオレンジ色の封筒で貴事業者へ送付済みです。お手元に無い場合は保険法人へ再発行を依頼してください。

注2:今回の基準日の引渡しがない場合は(2)と(3)は提出不要です。

### 2 提出部数 正本1部

### 3 提出方法

郵送又は窓口

窓口受付時間:月曜日から金曜日まで(祝日は除く)

午前9時から11時まで、午後1時から4時15分まで

注1:内容について確認の連絡をする場合があるため、必ず正本の写しを保管してください。第一号様式の代表者氏名下の余白に、連絡が取れる電話番号(携帯電話可)、担当者名を記入してください。

注2:收受印のある副本が必要な場合は、届出の際に副本(添付書類も含めコピー可)も一緒に提出してください。副本に收受印を押印して返却しますので、郵送で提出する場合は必ず返信用封筒(要切手添付)を同封してください。

注3:郵送の場合は封筒に朱書きで「瑕疵担保届出在中」と明記してください。

### 5 罰則等

基準日届出の手続違反には罰則、監督処分があります。

保険や供託による資力確保措置を講じていない場合や、行政庁への届出をしていない場合は、基準日の翌日から50日を経過した日以降において、新たに新築住宅の請負契約を締結することが禁止されます。(住宅瑕疵担保履行法第5条)

また、これらの義務に違反した場合は、住宅瑕疵担保履行法に基づく罰則等が科せられることがあります。(住宅瑕疵担保履行法第40条～44条)

### 6 提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県県土整備部建設管理課(瑕疵担保担当)

電話:048-830-5176